

平成27年4月1日

J Aおおふなと行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、次世代育成支援について地域に貢献する目的で、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2. 内 容

(1) 計画期間内に、育児休業の取得状況を下記の水準にする。

女 性：取得率60%以上

男 性：育児休業の周知と実践

<対策>

- ① 本人または配偶者の出産時期が近づいた場合に、総務部へ届け出ることにより産前・産後休業とともに育児休業について相談を受ける体制の整備を図る。
- ② 育児休業を取得しやすい環境づくりのため、職員研修（管理職等）を行う。

(2) 年次有給休暇の取得推進のための組合内PRを行う。

<対策>

- ① 組合ポータルサイトにより全職員に周知徹底する。
- ② 職員会議等で議案に取り上げ、部署内で計画的に取得するように働きかける。

以 上